

【地域の概要】

- 現在の大垣市は、大垣市、上石津町、墨俣町の市町合併により誕生した。
- 農地台帳上、市内に約59,000筆が登録されており、内、上石津地域は、約17,000筆が登録されている。
- 大垣市、墨俣地域は、平野部が多くを占めており、上石津地域は、標高800m前後の山に囲まれた中山間地で、耕作面積が約750haとなっているが、山林化によって農地性が失われている農地が多数存在する。

①取組開始前の状況や課題

状況

- 非農地判断の対象地

大垣地域	約	2.1ha
墨俣地域	約	0.0ha
上石津地域	約	125.0ha
合計	約	127.1ha
- ※約98%が上石津地域に集中

課題

- 対象地（山）の特定が困難
無道路地も多く、現地までたどり着けない筆も多数存在
- 場所を特定するにあたり、地域在住の委員の同行が必須。
一部の委員へ負担がかかるとともに、日程調整が困難。
- 調査期間が長期（1年以上）になる

②取組内容

現地調査（令和3年9月開始から令和4年8月終了）

- 農業委員1名、推進委員1名、事務局職員2名
計4名体制で実施。

- 休日を利用した調査を実施（月2回程度）
平日は職員2名の確保が困難であること。
また、新型コロナウイルス拡大対策のための振替勤務を利用。

- 集落単位での調査を実施



- 確認方法

現地調査を原則とし、立ち入り困難場所は、航空写真と遠方からの目視による確認

- 通知書の送付

調査翌月の総会后、対象農地所有者に対し非農地通知書を送付。当初、エリア毎に総会に諮っていたが、全地区一括して総会に諮ることとした。

「非農地判断による遊休農地調査対象地の削減について」

③取組開始後の状況や課題

○現地調査の実施

冬場は、天候不順（雨や雪）となることも多く、現地調査がたびたび中断したものの約1年かけて調査完了。

○通知（非農地通知書）に対する反応

通知の後、地目変更登記を促す内容を文書に記載しているため、多数の土地所有者及びその関係者が窓口に来庁。法務局にて地目変更の相談したところ、「土地の所在を明らかにする旨の書類」の添付を求められ、場所が分からず来庁したケース。

⇒場所を説明するのに、1人あたりでもかなりの時間を要する。

○地目変更登記の相談

複数回に分けて通知したものの、まだ未調査エリアに非農地対象地がある農地所有者から一括して地目変更登記を実施したいとの要望があったため全地区調査後の一括通知へ変更。

職権で地目変更登記ができないのか要望があった。地方税法第381条第7項の規定に基づき市長が職権で一括して法務局に申出を行い、法務局が地目変更登記を行う手法について検討を実施。

⇒ 地方税法第381条第7項の規定上「課税上支障があると認める場合」であることから、市として、課税上の支障が認められなかったため、職権による一括での地目変更登記は実施しない方針。

④今後の展開と方向性

○非農地通知対象地の農地台帳の整理

- ⇒ 非農地判断による遊休農地調査対象地の削減
- ⇒ 非農地判断による対象農地について、台帳から除外し農地台帳の正確な記録の確保に努める。

○非農地の判断結果

大垣地域	約	0.69ha	(32.9%)
墨俣地域	約	0.00ha	(-)
上石津地域	約	103.16ha	(82.5%)
(内訳)			
・牧田・一之瀬	約	5.84ha	
・多良地区	約	51.62ha	
・時地区	約	45.70ha	
合計	約	103.85ha	

※判定した農地の約99%が上石津地域に集中
() 数値。対象面積に対する割合

○地目変更登記の啓発

- 通知した非農地対象地の約1割が地目変更登記を実施済であることを確認。
- ⇒ 今後も、地目変更登記の推進、市ホームページ等での地目変更登記の周知・啓発